



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年9月4日火曜日 第2400号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	746
同意の成立（特定養殖共済）.....	746
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	746
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	746
都市計画の変更（名称変更を伴う一部変更）案の縦覧.....	747
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）.....	747
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	747

道路の供用開始（県道内子河辺野村線）..... 747

公 告

砂利採取業務主任者試験の実施..... 748

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1100号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年9月4日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県大気汚染常時監視システム一式	愛媛県県民環境部環境政策課大気・環境評価係 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年8月24日	環境計測株式会社 京都市伏見区竹田北三ツ杭町84番地	361,200円 （月額）	一般競争入札	平成24年7月13日

○愛媛県告示第1101号

次の加入区の特定制養漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年9月4日

愛媛県知事 中村時広

のり等養殖業（のり養殖業）

加入区
三島加入区
津倉加入区
弓削加入区

愛媛県知事 中村時広

（東予地方局産業経済部今治支局管内）

宮窪加入区

（中予地方局産業経済部管内）

伊予加入区

（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）

長浜加入区

有寿来加入区

（南予地方局産業経済部管内）

下灘第二加入区

○愛媛県告示第1102号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成24年9月4日

○愛媛県告示第1103号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成20年9月愛媛県告示第1309号）による保険に付すべき義務は、平成24年9月3日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26

条の3の規定により告示する。

平成24年9月4日

愛媛県知事 中村時広

(東予地方局産業経済部今治支局管内)

宮窪加入区

(中予地方局産業経済部管内)

伊予加入区

(南予地方局産業経済部八幡浜支局管内)

長浜加入区

有寿来加入区

(南予地方局産業経済部管内)

下灘第二加入区

○愛媛県告示第1104号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年9月4日

○愛媛県告示第1107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧・新別, 敷地の員, 延長, 備考. Row 1: 県道, 鳥井喜木津線, 西宇和郡伊方町亀浦1283-2から同町亀浦598-1地先まで, 旧, メートル 5.0~35.0, キロメートル 1.392, . Row 2: 新, 10.0~65.0, 1.392, .

○愛媛県告示第1108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. Row 1: 県道, 内子河辺野村線, 喜多郡内子町重松乙1552番4から同町重松甲1733番1まで, 平成24年9月4日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 南予レクリエーション都市計画道路 3・4・29 高田岩松線, 宇和島都市計画道路 3・5・29 高田岩松線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
(2) 削除する部分 宇和島市津島町高田及び岩松の各一部

○愛媛県告示第1105号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年9月4日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1106号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年9月4日

愛媛県知事 中村時広

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、平成24年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成24年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）
- 2 試験の日時
平成24年11月9日（金）10時
- 3 受験願書の提出期間
平成24年10月3日（水）から10月12日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の請求先及び提出先
県庁土木部管理局土木管理課又は住所地为管轄する地方局建設部若しくは土木事務所